

平成 22 年度税制改正に関する要望
～ 経済成長の実現に向けた中堅・中小企業の活力増大と雇用促進策の拡充を～

大阪商工会議所

わが国経済は、全体としては最悪期を脱しつつあるが、雇用の約 7 割を占める中堅・中小企業の経営環境や地域経済は依然として厳しい状況が続いている。

雇用機会を創造し、家計を潤し、国民が安心できる社会保障制度を構築するなど、社会の安定・発展の大前提となるのは経済のパイ拡大であり、現在政府が最優先すべきは、その主たる担い手たる企業とりわけ地域経済を支える中堅・中小企業の活力増進を図ることである。

他方、環境をはじめ新たな先端分野でのグローバル競争が激化する中で、わが国産業が比較優位を堅持するためには、設備投資、研究開発、人材育成等、企業の成長戦略を強力に後押しする政策減税（租税特別措置）の一層の拡充が不可欠と考える。企業に関わる政策減税の規模は諸外国に比して大きいとは言えず、成長基盤強化税制を思い切って拡充すべきである。同時に、企業の業績向上を雇用拡大に結びつけるため、税制面でも雇用を後押しする環境整備が肝要である。

なお、社会保障給付をはじめ、今後増大する財政需要に対応した持続可能な財政構造を構築するため、経済活力の維持・強化、世代間・世代内の公平性を図る観点から受益と負担のあり方を検討する必要がある。

かかる観点から、平成 22 年度税制改正においては、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

（ 印は新規要望 ）

1 . 地域経済を支える中堅・中小企業の成長力強化

(1) 中小法人の定義見直しと中堅法人区分の創設

平成 11 年の中小企業基本法改正において、中小企業の定義が拡大されており、税法上の中小法人についても、これと同様に「資本金 3 億円以下」（現行：資本金 1 億円以下）とされたい。他方、地域経済を支える中堅企業を強力にバックアップするため、新たに資本金 10 億円以下を対象とした「中堅法人」区分を創設し、中小法人に認められている、設備投資・研究開発・人材投資等の企業の成長基盤を強化する税制支援措置の適用対象とされたい。

(2) 中小法人の軽減税率の適用所得範囲の引き上げ

中小企業の経営力強化を図るため、昭和 56 年度の改正以来据え置かれている軽減税率の適用所得金額（現行：800 万円以下）を引き上げられたい。

(3) 設備投資促進税制の再編・強化と恒久化

中小企業向け設備投資促進税制の再編・強化と恒久化

中堅・中小企業の経営基盤強化を図るため、中小企業等基盤強化税制（人材投資促進税制部分は分割し別制度として創設・拡充（後掲）適用期限：平成 23 年 3 月 31 日）を中小企業投資促進税制（適用期限：平成 22 年 3 月 31 日）に統合するとともに、対象を中堅法人（資本金 10 億円以下）にも拡大し、中堅・中小法人に対する設備投資税制として抜本強化したうえで、制度を恒久化されたい。

少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化

中小法人が取得価額 30 万円未満までの減価償却資産を取得した場合に即時償却できる少額減価償却資産の特例措置（適用期限：平成 22 年 3 月 31 日）について、対象範囲を少なくとも中堅法人（資本金 10 億円以下）まで拡大するとともに（現行：中小法人以外は 10 万円未満）制度を恒久化されたい。

(4) 中小企業技術基盤強化税制の対象拡大

経済のグローバル化が進展する中で、わが国企業が活力を維持し続けるためには、国際競争力のある高付加価値製品の開発を促進することが不可欠である。そのため、中小法人の研究開発を促進する中小企業技術基盤強化税制について、中堅法人（資本金 10 億円以下）を適用対象に加えられたい。

(5) 人材育成支援税制の再編・強化と恒久化

人口減少社会において経済が持続的に発展するためには、優れた技術・技能を身につけた人材を育成することが重要である。そのため、少なくとも中堅法人（資本金 10 億円以下）を対象に加えるなど、中小法人の人材投資促進税制（適用期限：平成 23 年 3 月 31 日）の対象拡大や、個人が支出した、直接業務と関係しない研修費用を特定支出控除の対象に加えるなど、人材の育成支援に関わる税制支援措置を再編・強化したうえで恒久化されたい。

(6) 海外市場開拓支援税制の創設

人口減少やグローバル経済が進展する中で、わが国企業が活力を維持するためには海外市場における販路拡大を図ることが重要である。そのため、少なくとも中堅法人（資本金 10 億円以下）を対象に海外市場開拓のために要した費用の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(7) 事業承継税制の検証と不断の見直し

今回の税制改正において、自社株式に係る相続税・贈与税を納税猶予する制度が創設されるなど、事業承継の円滑化に向けて大きな一歩を踏み出した。中堅・中小企業経営者の高齢化が進展する中、円滑な事業承継が喫緊の課題となっており、本制度の活用状況を検証し、活用促進に向けて不断の見直しを行われたい。

(8) グループ法人単体課税制度（仮称）の中堅・中小企業に対する選択制の容認等

現在、財務省内でグループ企業（親会社と100%子会社）を対象とした新たな納税制度（「グループ法人単体課税制度（仮称）」）が検討されている。しかし、中小法人特例（中小法人の軽減税率等）の制限が検討されるなど、多くの中堅・中小法人に対して新たな負担を強いる制度となる可能性が高いため、中堅・中小法人（資本金10億円以下）については選択制を認めるか、適用対象外とされたい。少なくとも親法人が中堅法人（資本金10億円以下）の場合の中小子会社に対する中小法人特例は維持されたい。

(9) 欠損金の繰戻し還付制度の完全適用等

欠損金の繰戻し還付（資本金1億円以下の中小法人のみ適用）は凍結を完全に解除し、全ての企業に適用すべきであるが、少なくとも中堅法人（資本金10億円以下）を適用対象とされたい。また、繰戻し期間（現行1年）を2年に延長されたい。

(10) 同族会社の留保金課税の撤廃等

同族会社の留保金課税制度（資本金1億円以下の中小法人は適用対象外）は明らかな二重課税となっており、本来完全撤廃すべきであるが、少なくとも適用除外範囲を中堅法人（資本金10億円以下）まで拡大されたい。

(11) ベンチャー企業支援

エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式投資で得た譲渡益だけでなく給与等他の所得との損益通算を認めるとともに、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長されたい。

ベンチャー支援税制の創設

ベンチャー企業は創業当初赤字であることが多く、設立後5年間は法人課税を免除されたい。また、その期間に発生した欠損金については、無期限の繰り越しを認められたい。

2. 雇用環境の改善と人材力強化による力強い経済成長の実現

(1) 雇用抑制税制の廃止

事業所税の廃止

都市部で事業を行う企業を対象に、従業員の給与や事業所面積に対して課税を行う事業所税は、都市部の雇用や事業環境を悪化させており、直ちに廃止されたい。

外形標準課税の撤廃

従業員の給与や資本金を課税対象とする外形標準課税は、企業の雇用や設備投資に対して抑制的に作用する。諸外国でも、雇用や国際競争上不利であることから、外形標準課税の廃止・見直しが進められており、早急に撤廃されたい。

(2) 就業機会の拡大

マッチング支援税制の創設

雇用環境改善のためには、企業と就業希望者とのマッチング機会の増大を図ることが不可欠である。そのため、トライアル雇用期間中の従業員の人件費や、中小企業が人材確保のために行う募集費用の一定割合の税額控除を認める、マッチング支援税制を創設されたい。

就業促進税制の創設

少子高齢化が進む中で豊かで活力ある経済社会を構築するためには、子育てや介護による離職等を食い止め、就業との両立が図れる環境を整備する必要がある。そのため、事業所内託児施設等の割増償却制度について法人税額控除を認めるなど、制度の拡充・恒久化（適用期限：平成23年3月31日）を図られたい。同時に子供（12歳まで）を持つ従業員の給与の一定割合を法人税から控除する制度や、個人が支出した介護費用を税額控除する制度を設けるなど、企業と個人双方の負担を軽減する包括的な就業促進税制を創設されたい。

正規雇用促進税制の創設

多くの国民が安心や豊かさを実感できる経済社会を構築するため、就職氷河期に不本意な就職をした者、結婚・出産によって離職した者、フリーターやニートといった層に再就職や正規雇用の機会を与え、労働参加率や労働意欲の向上、格差固定の解消を図る必要がある。そのため、正規雇用の割合が一定以上の企業に対して、人件費の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(3) 人材の育成強化による企業成長と豊かな生活の実現

人材育成支援税制の再編・強化と恒久化（再掲）

技能伝承支援税制の創設

わが国の高い技術力を支えた団塊世代が退職期を迎え、その技能を次世代に引き継ぐことが喫緊の課題となっている。企業の技術力を維持・向上させ、技術基盤を確固たるものとするため、退職した技術者を指導者として再雇用した場合、給与の一定割合を法人税から控除する制度を創設されたい。

(4) 適格退職年金制度からの移行促進策の拡充等

中小企業を中心に適格退職年金制度（平成24年3月末に廃止）から他の企業年金制度への移行が進んでいない。このままでは解約の増大によって中小企業で働く従業員の老後保障が危機的状況を迎える可能性があり、適格退職年金制度からの移行促進が喫緊の課題となっている。

そのため、早期の法整備による特定退職金共済制度の非課税移換の実現や、適格退職年金制度と中小企業退職年金共済制度（中退共）の併用企業に中退共への非課税移換を認めるなど、移行先の選択肢を拡大されたい。

また、倒産により契約主体が不在の場合等、適格退職年金に残らざるを得ない閉鎖型適格退職年金受給者に対する税制優遇措置の継続や、確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和等、受給者の視点に立った企業年金制度の拡充を図られたい。

3. 企業の国際競争力強化による活力ある日本経済の創造

(1) 法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率は国際的に見て高い水準となっており、企業の競争力を阻害している。諸外国では地方法人所得課税を課していない国も多く、少なくとも法人事業税を法人住民税に一本化したうえで、法人実効税率を欧州先進諸国並みまで引き下げられたい。

(2) 研究開発税制の拡充・延長

国際競争が激化する中、産業のイノベーションやフロンティア拡大こそがわが国発展の源であり、その主たる担い手である企業の研究開発を国をあげて後押しすることが肝要である。そのため、研究開発減税について、控除率の引き上げ（現行：大企業8～10%、中小企業12%）や、上乘せ措置（高水準型と増加型）の拡充・延長（適用期限：平成22年3月31日）等、制度の拡充・延長を図られたい。

(3) 環境技術に係る研究開発税制の創設

次世代の成長分野の一つである環境関連産業振興のため、省エネ・創エネ等環境技術に関する研究開発については、税額控除率を大幅に引き上げるなど、支援税制を抜本強化されたい。

(4) 欠損金の繰越控除期間の延長

諸外国と比べ不利となっている欠損金の繰越控除期間（現行7年）を少なくとも10年に延長されたい。

(5) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性質を有しているうえ、事業所得に対しては法人事業税が課されており、償却資産に係る固定資産税は廃止されたい。

(6) 新たな環境税の創設反対

地球環境問題への対応として、わが国も環境負荷の軽減に向けて取り組んでいくことの重要性は理解するが、環境を名目として新たに税負担を求めることには反対である。

(7) 連結納税制度の見直し

連結納税制度の活用促進を図るため、新たに連結納税グループに加入する子会社の資産の時価評価の撤廃と繰越欠損金の引き継ぎを認められたい。また、地方税(法人事業税・法人住民税)についても連結納税制度を導入されたい。

(8) 適格合併以外の合併における被合併企業の欠損金の繰越控除の引き継ぎ

経済活性化のためには、需要喚起を図る一方、供給サイドの調整も避けられない。その一環である企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併以外の通常合併についても、被合併企業の欠損金の繰越控除額の引き継ぎを認められたい。

4 . 資本市場活性化による早期の景気回復の実現

(1) 株式譲渡益課税の軽減措置の拡充および中長期的な金融所得の一元化の実現

経済の持続的な発展のためには、税制面での投資環境を整備することが重要である。そのため、中長期的には金融所得の一元化と損益通算の範囲の拡大を図る必要がある。

但し、当面、株式市場の活性化・安定化を図るため、上場株式等の譲渡益課税(軽減税率 10% (本則 20%)、適用期限：平成 23 年 12 月 31 日)の軽減措置を拡充されたい。

(2) 配当課税の廃止

税引き後利益から分配された株主配当に対し、さらに税負担を求める配当課税は明らかに二重課税であり、廃止されたい。また、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入制度についても、同様に 50%が二重課税となっており、100%益金不算入とされたい。

(3) 不動産流通課税の見直し

不動産の流動化を促すため、取得時の大きな負担となっている不動産取得税の廃止や登録免許税の手数料化を図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。

(4) 特定事業用資産の圧縮記帳制度の拡充・恒久化

不動産の流動化を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等買い換えた場合の圧縮記帳制度(17号型)について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の 100%(現行：80%)に引き上げたうえで恒久化されたい(適用期限：平成 23 年 12 月 31 日)。

(5) 印紙税の廃止

手形・領収書・契約書等に課される印紙税は、商取引を行ううえで大きな負担となっている。他方、電子商取引等インターネット上で作成された契約書や領収書では非課税となっており、整合性を図るためにも、印紙税を廃止されたい。

5 . 地域経済活性化に資する地方税体系の構築

(1) 地方の活力強化と独自課税のあり方

活力ある地方分権社会を構築するため、国から地方への過度な関与をなくすとともに、地方の行財政改革努力が報われ、自立的・効率的な政策運営を可能とする仕組みとなるよう国庫補助負担金、税源移譲、地方交付税制度、地方債制度を総合的・一体的に見直されたい。見直しに際しては、地方自治体が実施する企業誘致に係る減税措置について、税目や業種、地域に関わらず、地方交付税においてその一定割合を基準財政収入額から控除する仕組みを組み込むなど、地方自治体による地域活性化活動が報われるよう配慮されたい。

他方、地方行政の徹底した効率化を前提として、今後、地方自治体が課税自主権を活用し、自主財源の確保を図っていくことも必要であるが、その財源を安易に法人課税に頼るべきではない。

(2) 商業地等に係る固定資産税の軽減

都市部における企業の固定資産税負担は大きくなっており、地域の産業競争力を低下させている。そのため、商業地等に係る固定資産税負担の軽減を図るとともに、その簡素化を図られたい。

(3) 非営利活動の支援

公益法人（公益社団法人・公益財団法人）の活動支援

民間による公的活動を支援する観点から、公益社団法人や公益財団法人の認定が過度に厳しくなることがないように留意するとともに、非課税範囲の拡大を図られたい。

公益社団・公益財団法人以外の非営利法人の寄附金税制の拡充

社会活動の一翼を担う公的な活動を支えるためには、民間からの寄附を促すことが重要である。そのため、今回の公益法人制度改革の対象とならなかった公益社団法人や公益財団法人以外の非営利法人についても、公益性が高いものについては、税法上、寄附金税制の対象となる法人の範囲を拡大するとともに、寄附金の損金算入範囲の拡大を図られたい。

大阪府・大阪市に対する要望

1. 固定資産税の負担水準の引き下げ

大阪における固定資産税の負担水準は全国で最も高い状況にあり、当地に立地する企業に多大な保有コストを強いている。大阪における産業競争力を強化するためにも、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。

2. 法人事業税、法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、大阪市では法人住民税に対して超過課税を適用しており、地域の産業競争力を弱めている。地域経済活性化のためには、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税および法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

3. 企業誘致促進税制の創設

(1) 既存企業の工場・事業所新增設に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済の活力維持・発展のためには、既存企業の域外流出を食い止めるとともに当地での事業拡大を支援することが重要である。そのため、既存企業が工場や事業所を新增設した場合、不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税を5年程度減免されたい。

(2) 長期進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

大阪の発展に寄与してきた企業の活性化と新規進出企業の定着を図るため、一定期間以上、事業所を設置し続けた企業について、納税期間に応じて法人住民税、法人事業税、固定資産税を軽減する措置を創設されたい。

(3) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済活性化のためには、魅力的な事業環境を整備し、国内外から新たな企業を誘致することが重要である。そのため、新規進出企業の不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を5年程度減免されたい。

以上